

「SAVOR JAPAN」応募要領

制定 8新食第442号

令和8年5月21日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

1. 趣旨

2025年の訪日外国人数は4,268万人に達し、食関連消費額は2.7兆円と過去最高を更新しました。訪日客が旅行に期待することの第1位は「日本食を食べること」であり、日本の食や食文化への需要は非常に高く、インバウンドによる食関連消費の拡大は、農林水産業・食品産業の収益確保に資するものとして、その促進に積極的に取り組んでいるところです。

農林水産省では、地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として訪日外国人の誘致を図る地域の取組を「SAVOR JAPAN」として認定し、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を広く一体的に発信しています。インバウンドによる食関連消費を拡大し、輸出拡大との好循環を形成するためには、都市部や主要な観光地にとどまらず、農山漁村への誘客を促進することが重要です。

こうした考えのもと、令和8年度においても「SAVOR JAPAN」の取組を募集いたします。

2. 応募について

(1) 応募資格

「SAVOR JAPAN」実施要綱（平成28年4月1日付け 27食産第6071号 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3に定める全ての要件を満たす取組を対象とし、同第4の1に定める取組実施主体（以下「実行組織」という。）が、応募するものとします。

(2) 応募期間

令和8年6月1日（月）から令和8年7月31日（金）17時必着

※6の各問合せ先にて、随時ご相談を受け付けておりますので、応募検討の際は、お気軽にお問い合わせください。

(3) 応募方法

次の①から③までに掲げる資料の電子媒体を、(4)の応募先宛てに電子メールにより提出し申し込むこと。

電子メール作成の際は、当該メールが「SAVOR JAPAN」へ応募するものであることが明確となるよう、件名を設定すること。また、メールの件名及び応募資料のファイル名の末尾には、「1/1」や「1/3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載すること（分割しない場合も含む）。

① 取組計画書（別紙様式1から4まで）

② 取組計画書概要版（別紙様式5）

③ 実行組織又は実行組織の中核となる民間組織の直近3年分の決算（事業）報告書その他財務状況に関する参考資料（当該資料がない場合には、これに準ずる資料）

※様式は、農林水産省ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>

※応募資料の記入方法は、別紙の記載例及び「SAVOR JAPAN」の取組計画の要件の解説を参照ください。

※7MBを超える容量のファイルがある場合は、分割して送信してください。

※書類での郵送は不要です。

(4) 応募先

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室「SAVOR JAPAN」担当
メールアドレス：syokubunka/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送付の際は「@」に変更すること。

3. 認定について

(1) 選定方法

申請のあった取組の中から特に優れた取組を「SAVOR JAPAN」として認定します。

なお、応募期間終了後速やかに審査を行います。選定過程において、現地調査又はヒアリングを行う場合があります。また、応募資料について、「SAVOR JAPAN」担当から内容等に関する問合せを行う場合があります。

(2) 認定結果の公表及び認定証の交付

認定結果については、12月頃を目途として農林水産省のホームページで公表します。

また、公表後別途、東京都内で開催する認定証授与式において、認定証を交付します。

4. その他応募に当たっての留意事項

(1) 認定された取組を広く紹介していくため、広報・PR活動、各種イベント等への御協力をお願いする場合があります。また、パンフレットやホームページなどを通じた広報に使用するため、写真・映像等の提供をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 認定を受けた後、応募資料に虚偽の記載があることが判明した場合、又は優良事例としてふさわしくない行為があったと認められる場合には、認定を取り消し、認定証を返納していただきます。

5. 取組計画の変更について

認定を受けた後、取組計画に変更が生じた場合は、あらかじめ農林水産省に相談の上、再度認定を受けるよう、手続きを行うこと。

なお、以下の項目は、実施要綱第8の2に定める軽微な変更該当するものとして、再度の認定は不要とします。

- ・ 実行組織を構成する団体の法人格や名称の変更、代表者の交代、構成員及びアドバイザーの増減及び交代。
- ・ インフラ等受入環境整備について、各整備計画の遂行の実施時期を変更すること又は止むを得ず中止となること。
- ・ その他アドバイザーの助言などにより、当初の計画と比較して、外国人をもてなすための取組として改善、上方修正されると考えられるもの。

6. 問合せ先

(1) 農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食文化室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-6744-2012 (直通)

E-mail : syokubunka/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、お問合せの際は「@」に変更してください。

(2) 地方農政局等

・北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課

〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎

TEL : 011-330-8810 (直通)

・東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟

TEL : 022-263-1111 (代表)

・関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

TEL : 048-600-0600 (代表)

・北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎

TEL : 076-263-2161 (代表)

・東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番2号 名古屋第4地方合同庁舎

TEL : 052-201-7271 (代表)

・近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

京都農林水産総合庁舎

TEL : 075-451-9161 (代表)

・中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎

TEL : 086-224-4511 (代表)

・九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎

TEL : 096-211-9111 (代表)

・内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL : 098-866-0031 (代表)

年 月 日

農林水産大臣 殿

(応募者)
名 称
代表者氏名

令和 年度「SAVOR JAPAN」取組計画書

「SAVOR JAPAN」事業に係る計画書を、別添のとおり関係書類を添えて
提出します

【申請窓口及び連絡先（事務局）】

会社名	
所属（部署名等）	
役職	
氏名（ふりがな）	
所在地	〒
電話番号	
FAX	
E-mail	

受付番号	
------	--

取組計画書（応募者に関する事項）

1	実行組織の名称			
2	主たる事務所の所在地			
3	代表者の役職名及び氏名			
4	設立年月日			
5	事業年度（月～月）			
6	構成員の概要			
① 事務局				
名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
② 構成員（民間法人、個人）				
名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
③ 構成員（市町村）				
名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
構成員（法人__団体、個人__人、市町村__団体） 下記の法人には名称を記載 農業協同組合、漁業協同組合、観光協会、旅行業者、旅客業者、商工会議所、商工会、大学等 の研究機関、博物館、料理学校、飲食店、宿泊施設、土産店、料理人、地方公共団体				

7 外部人材（アドバイザー、シェフ等）の概要

アドバイザー・シェフ氏名	常勤 非常勤	実績

※ 非常勤の場合は、どの程度の頻度で助言を受ける予定なのか記載すること。

8 団体の概要（組織図、役割分担等）

9 団体の歴史・実績

平成 年 月 設立

平成 年 月 ○○○イベント実施

10 地域の食と食文化を活用したインバウンド誘致の取組について

取組計画書（5ヵ年全体概要）

① キャッチフレーズ

「

」

（計画全体のあらましについて）

（1）対象予定とする地域の地理的範囲

（2）現状と目標

（3）特に取り組むべき事例の優先順位

（4）本計画の実行組織内の共有状況

（5）地域住民の認知・理解度の状況について

(具体的な計画)

(1) ターゲット国 (来訪を見込む国) ・地域別の旅行者数・旅行消費額

(2) 当該地域における農林水産物・食品の輸出額

(3) 推奨すべき訪問先のルート

(4) 受入施設の整備

(5) K P I

(計画策定の根拠、分析等)

② 地域の課題に関する事項

(取組を進めるに当たっての地域の課題)

(解決に向けた方策)

③ 地域の食、農林水産業に関する事項

④ 地域の食と農林水産業、地域資源に係るストーリーに関する事項

⑤ 品質の維持・向上、人材の育成・確保するための体制および活動

⑥ インフラ等受入環境の整備に関する事項

⑦ 事業成果・効果の検証方法

別紙様式 4

取組計画書（年度別計画）

① 目標・K P I

	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
訪日外国人宿泊者数					
訪日外国人旅行消費額					

② 取組事項

ア) ソフト事業

優先度	項目	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
1	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
2	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
3	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
4	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
5	(資金使途)					
	(資金調達計画)					

イ) ハード事業

優先度	項目	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
1	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
2	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
3	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
4	(資金使途)					
	(資金調達計画)					
5	(資金使途)					
	(資金調達計画)					

(別紙様式5)

令和8年度
「SAVOR JAPAN」取組計画書
(概要版)

実行組織：○○○○○○○○○○

【注意事項】

- ※概要版は5ページ以内（表紙を除く）で作成してください。
- ※作成の際、朱書き部分を削除してください。
- ※「取組計画書」との整合をとってください。

「SAVOR JAPAN」取組計画書(概要版)

ビジョン・目標

「〇〇〇〇〇(キャッチフレーズ)」

【5か年計画概要】

【地域の課題】

【課題に対する施策】

【ターゲット国】

【ターゲット国選定理由】

【KPI】

別紙様式4①目標・KPIに記載のKPI(最終年度数値)
を記載

【KPI根拠】

「SAVOR JAPAN」取組計画書(概要版)

食、農林水産業、地域資源

【料理名****】

【画像】

【主な食材】

【食材の地域内自給率】

***%

【料理名****】

【画像】

【主な食材】

【食材の地域内自給率】

***%

【料理名****】

【画像】

【主な食材】

【食材の地域内自給率】

***%

.....

※必要に応じて追加又は削除する。

【地域の食と関連性のある地域資源】

※画像等を活用して分かりやすく。

「SAVOR JAPAN」取組計画書(概要版)

周遊ルート

【その他地域資源】

※画像等を活用して分かりやすく。

【周遊ルート】

※画像等を活用して分かりやすく。

※前述の「食」・「地域資源」が周遊ルートのどこで堪能できるのかも記載。

「SAVOR JAPAN」取組計画書(概要版)

実行組織

【実行組織の体制】

※取組計画に関わる関係者（飲食関係、農業漁業関係、観光関係、行政等）が、どの様に構成されているか。
（図解等を用いて分かりやすく記載されることが望ましい。）

【品質の維持・向上を確保するための体制】

【人材の育成・確保するための体制】

「SAVOR JAPAN」取組計画書(概要版)

5ヵ年計画

【令和8年度計画】

※初年度の計画と、その進捗状況を記載。

【令和9年度～令和12年度計画】

※2年度目以降の計画を、節目となる中間地点（3年度目）での目標が分かるように記載。